

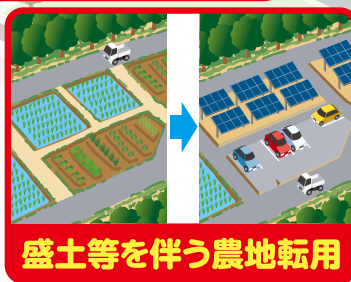
令和7年4月1日より、
盛土規制法が運用開始されました

ご存知
ですか？

盛土等を行う際は 許可又は届出が必要です！



許可が必要なケース (例)



許可又は届出対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域における許可・特定盛土等規制区域の届出

青文字 特定盛土等規制区域における許可

■土地の形質の変更（盛土・切土）

例えば… ●宅地造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの (①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの (①～④を除く)

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

■一時的な土石の堆積

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの

お問い合わせ

○盛土規制法に関すること
熊本市 都市安全課 TEL.096-328-2926
○許可・届出に関すること
熊本市 開発指導課 TEL.096-328-2507

熊本市 盛土規制法

検索

注意

無許可で盛土を行うなど悪質な場合は罰則の対象になります
●最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下
●法人に対しては最大3億円以下

